

# 令和元年度徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

## 1 日 時

令和2年3月10日（火）  
午後2時から午後3時35分

## 2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

## 3 出席者

### 【委員】（11名）

中津忠則，森泉摩州子，郡利江，高原光恵，大内智子，板谷充顕，富樫一美，  
原照代，佐々木才子，福永岩一，平光江

### 【事務局】

障がい福祉課，健康づくり課，労働雇用戦略課，住宅課建築指導室，  
教育委員会特別支援教育課

## 4 会議次第

### i 開会

### ii 議事

- (1) 会長の互選について
- (2) 令和元年度障がい者施策関連事業について
- (3) 令和2年度障がい者施策関連事業について
- (4) 徳島県障がい者施策基本計画（中間見直し）について
- (5) その他

### iii 閉会

**【議事1 会長の互選について】**

(事務局) 会長の互選について、事務局から説明させていただきます。

これまで、本会の会長として永年にわたり、ご尽力くださいました岩城委員が、昨年3月末をもちましてご退会されたことにより、新たに会長を選出していただく必要がございます。

会長の選出につきましては、条例の規定によりまして、委員の互選によって定めることとなっておりますので、規定に従いまして、互選により選出いただきたいと思えます。

それでは、どなたからでも、ご推薦いただければと思えます。

(委員) 職務代理者でありました中津委員にお願いするのがよいと思えます。

(事務局) ただいま、板谷委員から中津委員を会長にとのご推薦をいただきました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(各委員) (「異議なし。」との発言あり。)

(事務局) それでは、中津委員に会長をお願いすることさせていただきます。

どうぞ、こちらの会長席にお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、中津会長をお願いいたします。

どうぞよろしくようお願いいたします。

(会長) ただいま、会長に選任いただきました、中津と申します。

よろしくお願いを申し上げます。

まずはじめに、本協議会設置条例により、職務代理者を指名させていただきたいと思えます。

高原委員に職務代理者をお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

(委員) はい。よろしく申し上げます。

(会長) 次に、議事2に移りたいと思えます。

令和元年度障がい者施策関連事業について、事務局から説明をお願いします。

**【議事2 令和元年度障がい者施策関連事業について】**

(事務局説明)

(会長) ただ今の事務局からの説明につきまして、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思えます。

(委員) 2点ほど質問させていただきたい内容があります。

1点目ですが、第5節の防災、防犯等の推進における「障がい者交流プラザ機能強化事業」ですが、福祉避難所の機能を充実させる具体的な内容について説明をお願いします。また、現在のスペースと見込まれる利用者数とのバランスにおいて、スペースや施設の機能上で問題はないのでしょうか。

2点目ですが、第9節の障がい者スポーツ・文化芸術活動等の振興における「次世代パラアスリート発掘・育成事業」において、幼少期からの障がい者スポーツの競技力向上を図るとのことですが、指導するための指導者の育成については、どのようなアイデアや見込みがあるのでしょうか。

(事務局) 障がい福祉課です。まず、障がい者交流プラザの機能強化に関するご質問についてご説明させていただきます。

障がい者交流プラザについては、昨年度、徳島市から福祉避難所の指定を受けたところですが、福祉避難所としての機能は、現状では十分備わっていないということで、今年度において、機能強化を図るための取組みを行っているところで

す。具体的には、ハード整備につきましては、聴覚障がいのある方のために、音声だけでなく文字表示で情報提供ができるように、現行の掲示板を、非常用文字表示装置（デジタルサイネージ）に整備いたします。

また、昨年度の台風災害等で、長時間の停電が続くというような実態がございました。福祉避難所として機能させるためにも、停電への備えは重要であります。障がい者交流プラザ内に非常用の自家発電設備を整備することで、避難所として使う体育館などの機能をカバーするために必要な電力を、72時間（3日間）供給できるようになります。以上が、障がい者交流プラザの機能強化に関しての主な取組みとなります。

次に、「次世代パラアスリート発掘・育成事業」に関するご質問についてですが、今年度の取組みとしましては、例えば、パラリンピックやデフリンピックに、本県ゆかりのパラアスリートを輩出することを目的とした遠征費用やトレーニング費用の助成に加え、県内の中学校の障がいのある児童を対象にした、スポーツ教室を開催し、学校卒業後もスポーツに参加する意欲を向上させるといった取組みを行っております。

また、トップアスリートのスクリーニングということもさせていただいております。障がい者スポーツ推進プロジェクトとして、特別支援学校等を活用して、スポーツイベントを開催し、そのような取組みを通じて、パラアスリートの発掘や育成に取り組んでいるところです。

(委員) 徳島県内にも、指導ができる方がいらっしゃると思いますが、その方の本業の開いている時間に、子どもたちに指導ができるようなチャンスを与えることができればと思い、質問をさせていただきました。

(会 長) それ以外に何かご意見等ございますか。

(委 員) 資料1の重点項目1・教育の振興にある、特別支援学校教員の専門性の向上に関してですが、各特別支援学校の教員の方と話す機会があり、その中で、早く教員を辞めたいという教員の方もいらっしゃいます。また、福祉新聞では、保護者を教育する必要があるということも掲載されております。こういった状況について、何か意見はございますでしょうか。

(事務局) 教育委員会特別支援教育課です。当課は教育委員会の中でも、特別支援学校の教員の専門性を向上させるという役割を統括して担っております。教員の専門性向上については、大学の先生を呼び、気になる子どもや、今よりもグレードアップした指導を行いたい子どもを事例に上げ、その子どもを教えること自体を研究にして専門性を上げるといった具体的な取組みを、何年にも渡って続けてきたところ です。

ただ、ご質問にあった保護者の抱える課題ということについては、色々な保護者がいらっしゃるので、学校が管理職、養護教員などの教員の仕事全般を支えることとして捉え、保護者の方の一人一人に応じた課題に対して、若い教員や新任教員が一人だけで抱え込まないように、養護教員であれば心の問題に対応できる専門性を持っている方が教員を支えたり、先輩教員や校長、教頭などの管理職と一緒に、保護者の方の悩み解決に対する体制をとっているのが現状であります。貴重な人材である教員が辞めるようなことがないよう、学校が一枚岩となって対応して参りたいと考えております。

(委 員) はい、分かりました。

(会 長) それ以外に何かご意見等ございますか。

(委 員) 先ほどの障がい者スポーツの振興の質問の続きになります。スポーツ教室を実施されているとのことですが、具体的にはどのような種目で、どれだけ実施しているのか説明してください。

(事務局) 障がい福祉課です。障がい者スポーツの取組みということですが、本県では、徳島県障がい者スポーツ協会を設置しており、県や関係機関と密接に連携して様々なスポーツに取り組んでおります。例えば、今年度の5月に開催しました、パラのスポーツ大会においては、陸上やサウンドテーブルテニス、ボーリング、水泳、卓球等を行っております。この大会には、延べ442名にご参加いただきました。

また、スポーツ交流支援ということで、柔道の藤本聡さんや正木健人さん、車いすテニスの岡部裕子さん、カヌーの辰己博実さんといったパラアスリートによ

る実技講習会を、今年度、10校で開催しております。

さらには、今年度は台風の影響で中止になりましたが、茨城県で予定されておりました全国障害者スポーツ大会への派遣事業や、障がい者交流プラザにおける様々なイベントの中での交流等を含めて開催しているところです。

(委員) ありがとうございます。

(会長) その他ご意見等はございませんか。

それでは、ただ今の委員の皆様方のご意見を踏まえまして、今後の障がい者施策への積極的な取組みを事務局にお願いすることとしまして、議事2を終えることといたします。

次に、議事3に移りたいと思います。

令和2年度障がい者施策関連事業について、事務局から説明をお願いします。

### 【議事3 令和2年度障がい者施策関連事業について】

(事務局説明)

(会長) ただ今の事務局からの説明につきまして、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。

(委員) 「心のバリアフリー☆アンバサダー養成事業」の内容について、もう少し詳しく教えてください。

(事務局) 障がい福祉課です。「心のバリアフリー☆アンバサダー養成事業」についてご説明させていただきます。心のバリアフリーにつきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて全国的に取組みを進めております。県におきましても、心のバリアフリーの周知啓発ということで取り組んでおります。

現状の取組み状況ですが、県職員をはじめ、県民や企業向けに障がい者への対応やボランティアを実践できるよう、障がい特性や接客時における対応方法等に関する研修会を開催しまして、研修を受けられた修了者の方を、「徳島県心のバリアフリーアンバサダー」として認定する事業を実施しております。

さらに、障がいのある方を含め、配慮を必要とする方の周囲への行動を促す「ヘルプマーク」の作成、配布であるとか、あるいは妊産婦の方や歩行に配慮が必要な方が施設を利用しやすい環境づくりを推進する「パーキングパーミット」の交付事業、心のバリアフリーやユニバーサルデザインによる街づくりに係る県内での優良な取組みに対する表彰、さらには、県が主催し不特定多数の方が参加するイベントや講演会において、手話通訳や要約筆記に要する情報保障に係る経費も計上させていただいております。こうした取組みの一環として、「心のバリアフ

リー☆アンバサダー養成事業」を今年度に引き続き、来年度も実施させていただきます。また、研修事業以外にも様々な取組みを実施させていただく予定となっております。

(委員) はい。分かりました。

(会長) その他ご意見等ございますでしょうか。

(委員) 資料3の第10節・自立した生活の支援における「障がい者地域共生拠点実装事業」について、徳島県で地域生活支援拠点がどのくらい設置されているかを含めて、もう少しイメージができるよう詳しく説明をお願いします。

(事務局) 障がい福祉課です。地域生活支援拠点についてご説明させていただきます。障がいのある方が地域移行を進める中で、障がいのある方の高齢化、重度化に備えていくということと、地域で安心して暮らしていくことを国において推進しております。その受け皿として必要な機能を整備するものであり、例えば、心身に障がいがある方、障がいのあるお子さんを含めて、緊急時に相談できる相談支援や、家庭や施設から、一人暮らしを始める際のグループホームを利用した入居体験の場の提供、また、地域で暮らす障がいのある方ご自身や家族の方の緊急時における短期入所の機能、それに加えて、福祉の専門的人材の養成や地域の障がいを抱える方のコーディネーターの役割を総括的に担う機能として、地域生活支援拠点の整備を推進しております。

県の障がい者施策基本計画では、県内3圏域の東部、西部、南部で1カ所ずつ設置することで取り組んでおりまして、その施設整備に対する補助となります。来年度につきましても、拠点整備を進めますが、例えば、重度の障がいのあるお子さんへの支援機能や、障がいのある方の自立に必要な就労継続支援機能も整備の補助対象としております。

こうしたことをベースに、障がいのある方が家族の方を含めて、地域で安心して生活できるような機能を整備して参りたいと考えております。

(委員) ありがとうございます。地域の拠点ですが、緊急時においては、障がいのある方はお子さんを含めて、日ごろ、施設や事業所で関わっている場合は、状態が分かり対応することができますが、一つの地域に、一つか二つの拠点しかなく、障がいのある方に関わっていない場合は、職員が障がいの方に関わることに對して戸惑うことが多いと思います。一般の事業所等では、詳しい情報を持っておらず、その場その場で対応されていると思うので、そのあたりの連携と情報共有についても、県が整備を進めていただきたいと思います。

(事務局) 障がい福祉課です。先ほどの説明の補足となりますが、資料2の重点項目4第10節において、「重症心身障がい児安心確保事業」の中で、今年度から医療的

ケア児に必要な支援ということで、コーディネーターの養成に取り組んでおります。コーディネーターについては、来年度も引き続き養成することとしており、地域における事業所や療機関との連携についても、強化して参りたいと思います。

(会 長) それ以外に何かございますか。

(委 員) 資料3の第7節・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実における「分身ロボット！！難病患者社会参加促進事業」について、新規事業として取り組まれる経緯や背景、取組みの見込みを含めて、もう少し詳しくご説明をお願いします。

(事務局) 健康づくり課です。当該事業を実施するに至った経緯ですが、国会議員にALS患者の方が当選され、活躍されているという中で、難病患者の方々が、一般の施設や映画館、講演会等に、ご自宅に居ながら参加できるようになり、難病患者の方々の社会参加に繋がるのではないかとということで、予算計上を行っております。

分身ロボットは、「OriHime (オリヒメ)」を想定し、この分身ロボットを使っていただく予定です。具体的な活用方法につきましては、今後、考えて参りたいと思います。

(委 員) ありがとうございます。

(会 長) それ以外に何かございますか。

(委 員) 資料3の第1節差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進に関してですが、障がいのホームヘルプサービスにおいて、障がい者の家族から、子どもの虐待について相談を受けることがあります。子どもといっても、40代から50代の方で、親御さんは70代から80代の方が多いのですが、施設に入所している方や通所している方に関する相談になります。内容としては、施設から受けた虐待についてですが、虐待を受けたということを施設側へ言うと、退所するように言われたり、今後預かることができないと言われたりしたことがあるとのこと。このような対応をされると、家族は大変困ることになりますので、障がい者の虐待が発生したときに、県としてどのように対応し、施設等に対してはどのような指導を行っているのか説明をお願いします。

(事務局) 障がい福祉課です。障がい者の虐待への対応についてですが、障がい者の虐待が発生した場合、障がい者虐待防止法に基づき、市町村や県が対応することとなっております。例えば、施設で障がい者が虐待発生した場合の対応の流れとして、施設職員や相談支援員、家族の方などが虐待を発見した場合は、まずは市町村の虐待担当窓口へ通報を行います。その後、通報を受けた市町村において、施設へ

の訪問調査や聞き取り調査等の虐待に係る事実の確認を行うこととなります。虐待の事実を確認し、虐待の認定を行った場合は、市町村から事業所に対し、必要な指導を行うこととなります。

市町村で対応できないような場合は、県と合同で事実確認の調査等を行い対応することとなります。事実確認等で虐待が認められた場合、障害者総合支援法に基づき、必要な権限行使も行っております。養護者による障がい者虐待や一般企業での使用者による障がい者虐待についても、基本的な対応は同じ流れとなります。

(委員) 虐待に関する対応の流れを、家族の方は知らない場合が多いので、そのような情報を提供していただけるような体制をつくっていただきたいと思います。

(事務局) 情報提供ということで、県からは、ポスターやチラシを作成し、各施設等へ配布しているところですが、障がい者虐待が発生した場合に係る流れや対応等についての情報が行き届いていない状況に対しては、速やかに対応していきたいと思っております。

(委員) ありがとうございます。

(委員) 虐待に関しての補足ですが、知的障がい者の施設の代表として申し上げます。虐待の問題に対しては、これまでそれぞれの施設を中心に取り組んできたところです。ただ、それだけではなく、来年度からは福祉協会の中に、倫理等の委員会を設けまして、その中で全体的な研修や、虐待事案が発生した場合には、委員会としての調査活動を行うという方向で取り組みを進めていくことにしております。また、施設に対し、虐待防止に関するパンフレット等が配布された場合は、保護者会を通じて周知するというも行っております。

今後も、そのような対応を含めて虐待に対しての対応を強化していきたいと考えております。

(会長) 様々なお意見ありがとうございます。

それでは、ただ今の委員の皆様方のご意見を踏まえまして、今後の障がい者施策への積極的な取組みを事務局にお願いすることとしまして、議事3を終えることといたします。

次に、議事4に移りたいと思います。

徳島県障がい者施策基本計画の中間見直しについて、事務局から説明をお願いします。

#### 【議事4 徳島県障がい者施策基本計画の中間見直しについて】

(事務局説明)

(会 長) ただ今の事務局からのご説明につきまして、ご質問などはございますでしょうか。

(会 長) 特にございませぬか。それでは、今後の障がい者施策への積極的な取組みを事務局にお願いすることとしまして、議事4を終えることといたします。

次に、議事5その他ですが、事務局からご報告があるようですので、お願いします。

#### 【議事5 新型コロナウイルス感染症に係る取組みについて】

(事務局説明)

(会 長) ただ今の事務局からのご説明につきまして、ご質問などはございますでしょうか。

(委 員) 新型コロナウイルスの感染対策のチラシについてですが、電話とFAXについて、対応いただきありがとうございます。電話は24時間対応となっておりますが、FAXでの対応は、8時30分から17時までの対応となっております。なぜ、電話とFAXで対応の違いがあるのでしょうか。FAXも24時間対応とすることはできないのでしょうか。

(事務局) 障がい福祉課です。新型コロナウイルス感染症についての相談の受付時間についてですが、帰国者・接触者相談センターの窓口となります保健所では、勤務時間外に電話をかけた場合には、電話が転送される仕組みになっており、24時間の対応が可能となっております。FAXの場合は転送ができないということで、開庁時間以外は受け付け時間外となり制限がかかっている状況となっております。

また、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談については、徳島県健康づくり課感染症・疾病対策室の24時間対応の電話番号と、FAXについては、8時30分から17時までの対応とさせていただきます。

(委 員) 保健所での対応については、ただ今の説明で分かりました。ただし、徳島県健康づくり課感染症・疾病対策室のフリーダイヤルで24時間の対応をするのであれば、聴覚障がい者のFAXの相談について、24時間の対応は難しいのでしょうか。

(事務局) 健康づくり課です。フリーダイヤルにつきましても、夜間に携帯電話に転送をして、対応している場合がございます。そのことから、基本的にはFAXにつきましては、勤務時間である、8時30分から17時までのとさせていただきます。

ります。

(委員) 聴覚障がい者にとっては厳しい対応だと思います。

(会長) それ以外に何かございますか。

(委員) 学校等の休校に関してですが、放課後等デイサービスにおいて、時間延長で受けてくださいという要請だと思いますが、実際には職員体制が非常に厳しいと思われまます。そのあたりのことについて、実態やサービスがどのように利用されているか、何か情報等があれば教えてください。

(事務局) 障がい福祉課です。放課後等デイサービスの状況についてですが、公立学校の臨時休校を受け、障がいのある子どもの居場所となる放課後等デイサービスにおいて、開設時間を延長するという事で厚生労働省から要請を受けておまして、各事業所において対応いただいているところです。現状についてですが、全ての事業所が開所時間を前倒しているわけではございません。約半数位の事業所が、例えば昼からの開所を午前中に前倒しする等の対応をさせていただいております。受け入れに際しましては、例えば、定員が10名のところ、定員を超過して15名を受け入れることについては、国からは差し支えないとの方針が示されております。数は多くはありませんが、事業所においては、通常利用している方以外の利用者を受け入れたりしているところもございます。受け入れる際には、障がい特性を考慮し、事故等が起こらないよう安全の確保に配慮した上で、定員を超過した受け入れを行っていただいている状況です。

また、事業所の職員につきましても、職員がお子さんの対応のために仕事を休まれる場合がありますので、事業所の人員基準が一時的に満たされない場合でもサービスの提供が可能となることが、厚生労働省の事務連絡において示されておりますので、このことについて、事業所に周知の上で対応をお願いしている状況となります。

(事務局) 教育委員会特別支援教育課です。県立の学校と市町村立の学校に分けてご説明します。まず、県立の特別支援学校に対しては、2月28日に通知した段階で、やむを得ず障がい福祉サービスの人員確保の問題等で、児童生徒の居場所が確保出来ない時は、必要最小限の人数に絞って学校に登校させる等、特段の配慮を行うことを通知の中に記載しております。実際に、休校が始まって1週間経っておりますが、先週の段階で、県立の特別支援学校11校全体で、1日に1人から6人程度の児童生徒が登校している状況です。なお、重度の肢体不自由又は知的障がいのお子さんである重度心身障がい児に対する放課後等デイサービスの受け入れは限られているため、特別支援学校への登校で対応いただいております。できるだけ、家庭の状況を踏まえて柔軟に対応するように、教育委員会から学校へ伝えていただいているところです。

市町村立の学校についてですが、直接、県から通知しているのではなく、市町村の教育委員会に対して、県立学校と同じ対応をしてくださいと要請を行っております。ニュースでも報道されておりますが、例えば、徳島市の小学校であれば、特別支援学級の子どもさんは、学校に来てくださいというような対応をとっております、各市町村によって対応が分かれています、年齢の小さいお子さんであるとか、特別支援学級のお子さんを登校させる扱いをとっている市町村は多い状況であると把握しております。

(委員) ありがとうございます。今回はコロナウイルスでの学校の休校等の対応となっておりますが、また、災害時においても同様の対応が想定されますので、県としても検証いただければと思います。

(会長) それ以外に何かございますか。

それでは、ただ今の委員の皆様方のご意見を踏まえまして、引き続き、積極的な取組みを事務局にお願いしたいと思います。

以上で本日の議事はすべて終了しました。

今回の協議会に関する議事録の公開内容については、私に一任いただいでよろしいでしょうか。

(各委員) (「異議なし。」との発言あり。)

(会長) ありがとうございます。

それでは、進行を司会へお返しします。

(事務局) 中津会長、ありがとうございました。

これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様方には、長時間にわたり、熱心にご議論いただきありがとうございました。